

2. 個人情報・プライバシー を守る

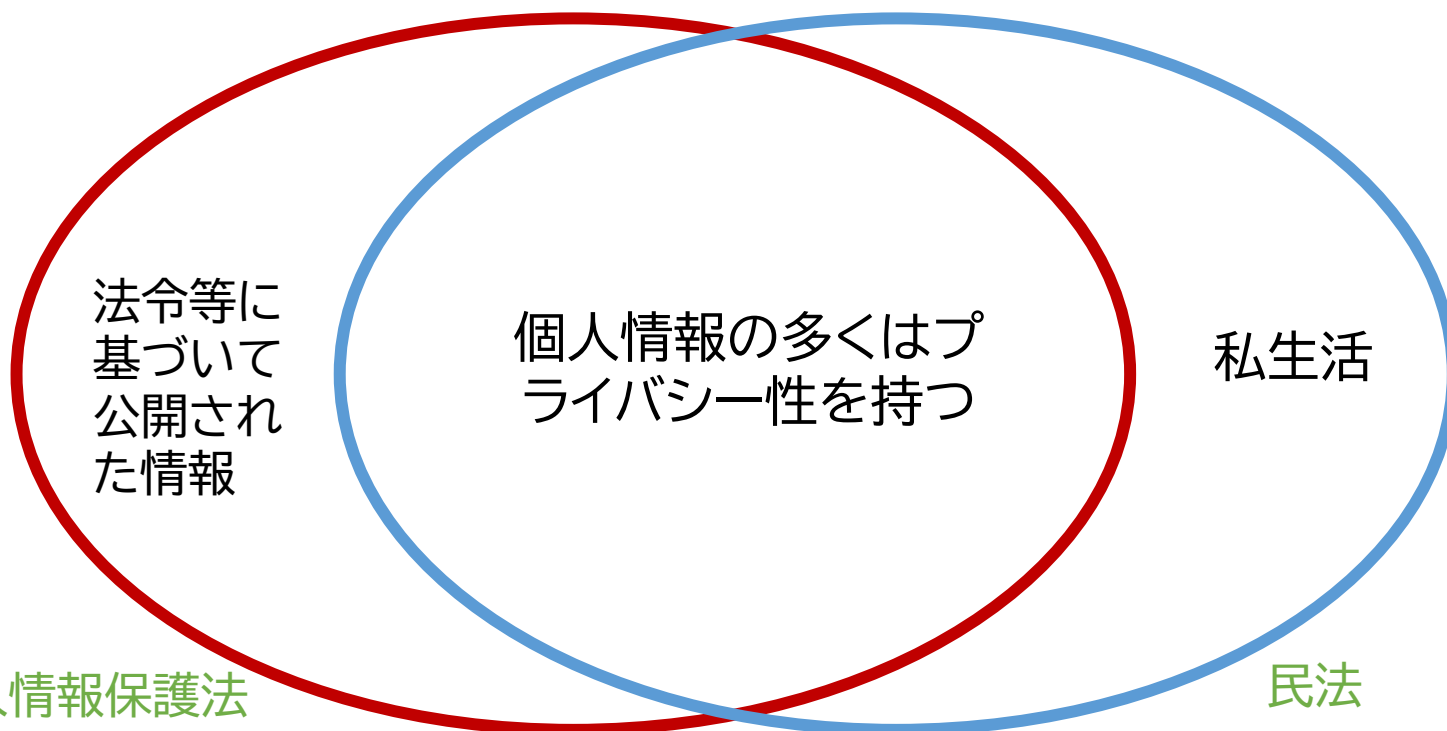
個人情報とプライバシー

個人情報

氏名、生年月日、住所などの記述等により特定の個人を識別できる情報

プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。



個人情報保護法

民法

事例：ネットストーカーに注意

Nさん(女性)は、SNSでプロフィールや自分の写真、近況などを投稿し、すべての人に公開していました。Nさんは、自分の投稿を見た人たちから寄せられるコメントやメッセージを毎日楽しみにしていました。

しかし、ある日面識のない男性から「僕とつきあってください」というメッセージが届けられました。最初は適当に返事をしたりしていたのですが、あまりにもしつこくメッセージが送られてくるため、「迷惑ですので、もうメッセージしないでください」という返事をしたときから事態が急変しました。

次の日から、脅迫的な言葉が並べられたメッセージが次々と送られてきたり、Nさんを誹謗中傷する投稿がされたりするようになったのです。さらにしばらくすると、「おまえの住んでいる場所はわかっているんだ」というメッセージも送られてきました。そこに書かれているのは確かにNさんの住所でした。気味が悪くなったNさんは、自分のSNSのアカウントを削除し、引越を検討することになってしまいました。

SNS利用上の注意事項

- 公開するプロフィールは必要最小限に
- 投稿するときは、どの範囲に公開されるのかを十分認識しておくこと
 - ※初期設定は、Facebookは友達、Twitterは公開、インスタグラムは公開
 - ※コメントは、元の投稿と同じ範囲
- 知らない人とは友達にならない
- 「炎上」の防止・・・発信内容は慎重に

投稿した内容によって発信者等の情報が特定されることにも注意

- 投稿したコメントや写真から自宅の場所が特定されることがある。
- ひとつの投稿ではわからなくても、複数の投稿をつなぎ合わせるとわかってくることもある。
- 写真に写りこんだ情報から特定されることもある。
- ひとり暮らしの人が出かけたことを知って空き巣に狙われることもある。

Facebookでは知らない人とは 友達にならない

- 友達リクエストがあっても、相手がどうい
う人か十分確認
※知らない人からの友達申請は承認しな
いのが基本
- 悪意を持った人を友達にすると、情報が漏
れたり、アカウントを乗っ取られる恐れが
ある。

情報発信する場合の注意

- 著作権侵害に注意

写真、イラスト、音楽など、インターネットのホームページや電子掲示板などに掲載されているほとんどのものは誰かが著作権を有しています。新聞や雑誌などの記事にも著作権があり、引用の範囲を越えて掲載すると著作権侵害にあたるため、注意しましょう。

- 個人情報の公開の危険性

インターネットで公開した情報は、いろいろな人が閲覧する可能性があります。そのため、インターネット上で、氏名、年齢、住所、電話番号、自分の写真といった作成者自身の個人に関する情報を公開することの危険性について、きちんと認識しておかなければなりません。

- ネットを使ったいやがらせや迷惑行為

被害に遭ったら
対応を相談



誹謗中傷ホットライン

事例：中古パソコンによるデータの漏洩

ある大学生が中古のパソコンを購入したそうです。購入後、その大学生が市販のデータ復元ソフトを使用して、ハードディスクのデータを復元してみたところ、なんとある医療機関が健康保険組合などに医療費を請求するために作成した診療報酬明細書の画像データが残されていたということです。

コンピュータやハードディスクは、必ずデータが復元できない状態にしてから廃棄しなければなりません。同様に、携帯電話やスマートフォンなども、必ずデータが復元できない状態にしてから廃棄しましょう。

機器の廃棄方法

■パソコン

専用のデータ消去ソフトなどを使うことで安全に消去が可能です。信頼できるリサイクル業者を選んで廃棄を依頼することもできます。

■携帯電話・スマートフォン

使用している機種によりますが、初期設定状態にする機能が付いている場合は、購入初期状態にしてから廃棄しましょう。携帯電話・スマートフォンは端末販売店で回収をしていることも多いので、そうした信頼できる事業者に廃棄を依頼するか、安全に廃棄できるリサイクル業者を選んで廃棄を依頼すると良いでしょう。

■DVDやCD-Rなどの外部記録メディア

他のパソコンで読み込めないように、傷を付ける、もしくは物理的に壊すなどして不燃物として廃棄しましょう。